田口会計事務所ニュース　３月号

今回のテーマ：　令和４年度税制改正大綱について

令和３年 12 月 10 日付けの自由民主党・公明党による令和３年度税制改正大綱について、令和３年 12 月 24 日に閣議決定されましたので、令和４年度税制改正大綱における相続税関係について、確認してみたいと思います。

相続税・贈与税のあり方

令和３年度税制改正における相続税・贈与税のあり方と同様となっていますが、「あわせて、経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家族内における資産の転移に対して何らかの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。」と贈与税の非課税措置の見直しが追加されています。

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し・延長

① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和５年 12 月 31 日まで２年延長する。

② 非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築した次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
・耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋　　1,000 万円
・上記以外の住宅用家屋　　500 万円

		改正前	改正後
適正期間		令和２年４月１日から令和３年 12 月 31 日までの契約締結日	令和４年１月１日から令和５年 12 月 31 日まで(締結時期にかかわらず)
耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	消費税 10%	1,500 万円	1,000 万円
	上記以外	1,000 万円	
上記以外の住宅用家屋	消費税 10%	1,000 万円	500 万円
	上記以外	500 万円	

③ 適応対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋（登記簿上の建築日付が昭和 57 年１月１日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす。）であることを加える。

④ 受贈者の年齢要件を 18 歳以上（現行：20 歳以上）に引き下げる。

適応時期

①～③は、令和４年１月１日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用。
④については、令和４年４月１日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用。

非上場株式等に係る納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を令和６年３月 31 日まで１年延長する。